

# 令和8年度鉾田市ふるさと納税中間業務委託 公募型プロポーザル審査 実施要領

## 1 目的

本要領は、『令和8年度鉾田市ふるさと納税中間業務委託』について、当該業務の目的及び業務内容に最も適した事業者を選定するための公募型プロポーザル審査を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務委託概要

- (1) 業務名 令和8年度鉾田市ふるさと納税中間業務委託  
(2) 履行期間 契約日の翌日から令和9年3月31日まで  
(3) 業務内容 I. ふるさと納税中間業務に係る体制整備  
II. ふるさと納税中間業務  
III. 地域活性化に資する取組み  
(詳細は別紙仕様書のとおり)

## 3 参加資格要件

- 本プロポーザル審査に参加できる事業者は、以下のすべての要件を満たすものとする。
- ア. 他自治体の中間業務受託において、年間寄附金額15億円以上の実績を有すること。
  - イ. 国又は茨城県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
  - ウ. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
  - エ. 破産法の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立ておよび民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないものであること。
  - オ. 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有していること。
  - カ. 国税、地方税等を滞納していないこと
  - キ. 鉾田市暴力団排除条例（平成23年鉾田市条例第13号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

## 4 実施スケジュール

実施スケジュールは次に定めるとおりとする。ただし、各日程については、都合により変更となる場合がある。

項目	日程
公告・募集開始	令和7年12月25日（木）
関連書類等交付期間	令和7年12月25日（木）から 令和8年 1月 6日（火）まで
質問受付期間	令和8年1月 6日（火）午後5時まで
質問回答	令和8年1月 7日（水）
企画提案書等の提出期限	令和8年1月13日（火）午後2時まで
一次審査結果・審査会通知	令和8年1月15日（木）※メールにて通知
二次審査（プロポーザル審査会）実施	令和8年1月20日（火）
結果通知	令和8年1月21日（水）※メールにて通知
見積合せ・契約 (優先交渉権保持者対象)	令和8年1月22日（木）以降

## 5 手続き等に関する事項

（1）担当部局 錦田市環境経済部商工観光課 シティセールス係 担当：追田・飛田  
〒311-1592 茨城県錦田市錦田 1444 番地 1  
電話： 0291-36-7655（直通） FAX： 0291-32-2128  
E-mail： shoko@city.hokota.lg.jp

### （2）関連書類等の取得方法

- ① 交付期間： 令和7年12月25日（木）から 令和8年1月6日（火）
- ② 交付方法： 錦田市公式ホームページからダウンロード  
(<https://www.city.hokota.lg.jp>)

## 6 提出書類及び提出先

### （1）提出書類

- プロポーザル審査会に参加を希望する者は、以下の書類を期限までに提出すること。
- ア. 公募型プロポーザル参加申込書兼企画提案提出書（様式第1号） 1部
- イ. 会社概要書（様式第2号） 1部
- ウ. 業務実績調書（様式第3号） 1部
- エ. 資格要件に係る宣誓書（様式第4号） 1部
- オ. 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（発行後3カ月以内原本） 1部
- カ. 直近の財務諸表（「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」等） 各1部
- キ. 国税に係る未納がないことの証明書（直近のもの） 1部
- ク. 企画提案書（様式任意/サイズA4横） 紙媒体2部 及び 電子データ（電子記録媒体）
- ケ. 担当者の名刺

### （2）提出期限

令和8年1月13日（火） 午後2時までに 必着

(3) 提出先 担当部局に同じ

(4) 提出方法 持参又は郵送

郵送は送付記録が残る方法とし、提出期限までに届くよう余裕をもって対応すること。

## 7 企画提案書について

(1) 企画提案書の記載事項

企画提案書はA4サイズ横向きとし、内容は任意とする。ただし、以下の内容を必ず含めること。

### ◆他自治体での実績について

- ・他自治体でのふるさと納税中間業務の受託実績（年間寄附額実績を含む）を示すこと。
- ・受託実績は、年間寄附金額15億円以上の実例を1件以上示すこと。

### ◆鉢田市ふるさと納税における課題について

- ・当市ふるさと納税における課題を整理し、提示すること。

### ◆中間業務履行体制の整備について

- ・ふるさと納税中間業務の履行体制の整備方針について示すこと。なお、仕様書記載のとおり、常勤の専従スタッフを有する市内営業所の設置を踏まえた提案を原則とする。
- ・業務の一部について再委託を予定している場合、その相手方や役割を明記すること。
- ・体制整備に係るスケジュールを提示すること。

### ◆寄附金増加に係る提案について

- ・当市では、ふるさと納税寄附金額の倍増を掲げており、さらに、寄附金額10億円到達を目指している。この目標に向け、自社の強みを活かした、具体的且つ実現性を有する提案を行うこと。尚、目標寄附金額については、10億円を上回る値の提案としても差し支えない。
- ・提案は、当市のふるさと納税における課題の解消を兼ねるものであること。
- ・(一社) 鉢田市観光物産協会のほか、地域経済団体、金融機関等との連携について示すこと。

### ◆業務委託料等について

- ・中間業務履行に要する委託料を示すこと。なお、委託料の提示は「寄附金額の〇〇%」と記載すること。
- ・前述の委託料中のふるさと納税「募集経費」及び「募集外経費」について示すこと。また、「募集外経費」について、その計上の根拠を示すこと。
- ・以下の業務について、前述の委託料とは別途に料金を要する場合は、1件当たりの単価を示すこと。なお、対応ができない場合は、その旨を記載すること。

- ア. 寄附金受領証明書（ワンストップ特例申請希望無し）の送付【圧着はがき Z折】
- イ. 寄附金受領証明書（ワンストップ特例申請希望有り）の送付【長3封筒 50g以内】
- ウ. 紙申請書での寄附希望者に対する紙カタログ等の送付【角2封筒 150g以内】
- エ. 「三越伊勢丹ふるさと納税」及び「ポケットマルシェ」寄附者に対する、受領証明書等書類の発送に係る手数料（ア又はイの送付費用に加えて、別途手数料が発生する場合に提示）
- ・返礼品配送において、主となる運送会社及び配送料金の目安について示すこと。
- ・料金の提示に際しては、税込・税抜のいずれか判別できるようにすること。

#### ◆地域活性化に資する取組みの提案

- ・中間業務に付随して行う、地域活性化に資する取組みについて提案すること。
- ・地域活性化に資する取組みに係る費用については、原則、中間業務履行に要する委託料の中で対応すること。また、ふるさと納税の「募集外経費」として取り扱えるものであること。

#### (2) 企画提案書作成時の参考

- ・令和8年度に予定する当市ふるさと納税の契約システム・ポータルサイトは下記のとおり。

ふるさと納税管理システム	ふるさと納税 do
ポータルサイト	ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび、ANA ふるさと納税、ふるさと納税百選、三越伊勢丹ふるさと納税、ポケットマルシェ、Amazon ふるさと納税、まちスパチャプロジェクト ※パートナーサイトを除く

- ・契約ポータルサイトのうち「さとふる」については、寄附者対応・寄附金受領証明書送付・返礼品調整等の中間業務全部を別途委託していることから、本件業務委託の中間業務には原則含めない。
- ・契約ポータルサイトのうち「三越伊勢丹ふるさと納税」・「ポケットマルシェ」・「まちスパチャプロジェクト」については、寄附者対応、返礼品調整等の中間業務の一部を別途委託していることから、本業務委託の中間業務においては、寄附金受領証明書等の書類送付対応その他一部の業務のみ行う。
- ・契約ポータルサイトについては、委託事業者の意向を踏まえ適宜見直すものとする。

#### (3) 留意事項

企画提案書の作成に際しては、次の各事項について遵守すること。なお、企画提案書の内容が次の各事項の定めに反すると認められるときは、失格となる場合がある。

- ア. 提出者が特定できる情報（社名、ロゴ等）を記載しないこと。
- イ. 提出する企画提案書は、プロポーザル審査時のプレゼンテーション資料として使用するものとし、内容の変更は認めない。ただし、プレゼンテーション時の視認性を向上するための文字サイズ・フォントの変更及び貼り付け画像等のサイズ変

更等に関しては、軽微かつページ数の増減及び入替えを伴わないものに限り認めるものとする。

ウ. プレゼンテーション時に動画を使用する場合は、予め企画提案書の動画埋め込み部に、動画のサムネイル画像等を掲示しておくこと。

## 8 質問について

### (1) 質問の受付

本業務に関する質問については、別紙により令和8年1月6日（火）午後5時まで、電子メールにより受け付ける。

提出先：担当部局に同じ

### (2) 質問の回答

質問内容及び回答については、市公式ホームページにて公表する。

## 9 一次審査（書類審査）について

(1) 提出された書類に基づき一次審査を行い、二次審査（プロポーザル審査）への通過事業者を選定する。

(2) 一次審査通過事業者数は、最大4件とする。

(3) 一次審査の方法は、参加事業者数により次のとおり定める。

### 参加事業者数が4件以下の場合（資格審査）

- ・提出書類に基づく資格審査とする。
- ・資格審査においては、提出書類の不備不足、失格要件の該当有無等について審査を行う。

### 参加事業者数が5件以上の場合（書類選考）

- ・資格審査に加えて、提出書類の内容について評価及び審査を行い、一次審査通過事業者の選考を行う。
- ・書類選考における評価項目は下記のとおり。

評価項目	
履行体制の評価	① 『ふるさと納税中間業務に係る体制整備』について、仕様書の内容を包括した業務提案となっているか。
取組み内容の評価	② 『ふるさと納税中間業務』について、仕様書の内容を包括した業務提案となっているか。
委託料の評価	③ 委託料や付帯費用が安価に抑えられているか。募集経費と募集外経費の区分は適正か。
事業者の評価	④ 他自治体における実績は十分か。

評価	⑤ 業務を円滑に推進できる体制が整っているか(経営状況, 組織体制 等)。
----	---------------------------------------

- (4) 提出書類中の財務諸表において、負債比率が高い、経常利益が赤字である等、経営悪化が推測される場合、一次審査に際して追加書類の提出を求める場合がある。

## 10 一次審査結果の公表

- (1) 一次審査結果の取り扱いは、次のとおりとする。

- ・審査結果及びプロポーザル審査会開催通知（一次審査通過者のみ）について、電子メールにて参加事業者個別に通知する。
- ・市ホームページにおいて、参加事業者数・一次審査通過者数・書類選考を実施した場合はその評価点（参加事業者との対応関係は明らかにしない）を公表する。参加事業者名については、公表しない。

(2) 結果通知・公表日 令和8年1月15日（木）※予定

(3) 審査内容は公表しないものとし、選定理由の問い合わせには応じない。また、審査結果についての意義申し立ては一切受けない。

## 11 二次審査（プロポーザル審査）について

一次審査の通過者を対象としたプロポーザル審査会を、以下のとおり実施する。

(1) 日 程：令和8年1月20日（火）

時 間：プロポーザル審査会開催通知で指定された時間

会 場：鉢田市鉢田地内

※詳細はプロポーザル審査会開催通知に記載

(2) 出席者

・プロポーザル審査会への出席者数は、3名を上限とする。

・業務履行における担当責任者を必ず出席させること。

・出席者は、事業者名が推測されるユニフォームや社員証、エンブレム等を身に着け

てはならない。身に着けている場合は失格とする。

#### (3) 提案説明

- ・参加者は、30分以内で提案内容のプレゼンテーションを行う。プレゼンテーション後、選定委員による15分程度の質疑時間を設ける。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答においては、事業者名が特定できる発言をしないこと。発言が確認された場合は、失格となる場合がある。

#### (4) プrezentation資料

- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出した企画提案書と同様とし、内容の変更は原則認めない。ただし、プレゼンテーション時の視認性を向上するための文字サイズ・フォントの変更、貼り付け画像等のサイズ変更等に関しては、ページ数の増減及び入替えを伴わないものに限り、認めるものとする。

#### (5) その他

- ・プレゼンテーション用のパソコンは各自で用意すること。モニター及びHDMIケーブル（標準タイプ）は事務局が用意する。なお、他に必要な機器等がある場合は、事前に事務局に連絡し調整すること。
- ・プレゼンテーション日時及び設定時間は変更となる場合がある。

## 12 二次審査の評価・選定方法及

(1) 提出書類及びプレゼンテーション内容を総合的に評価し、評価点が最も高い事業者を優先交渉権者に指定する。

#### (2) 評価項目

プロポーザル審査会における評価項目は次のとおり。

評価項目	
課題整理の評価	① 本市ふるさと納税の現状・課題を整理できているか。
履行体制の評価	② 『ふるさと納税中間業務に係る体制整備』について、仕様書の内容を包括した業務提案となっているか。 ③ 専門的な技能・能力を持ったスタッフの配属が期待できるか。スタッフへの教育体制が整っているか。
取組み内容の評価	④ 『ふるさと納税中間業務』について、仕様書の内容を包括した業務提案となっているか。 ⑤ 『寄附金増加に係る提案』について、市の特色を反映した提案となっているか。3カ年度計画に具体性、実現可能性があるか。 ⑥ 『地域活性化に資する取組み』について、市の特色を活かした魅力的な提案となっているか。実施手法は妥当か。

委託料の評価	⑦ 委託料や付帯費用が安価に抑えられているか。 募集経費と募集外経費の区分は適正か。
事業者の評価	⑧ 他自治体における実績は十分か。 ⑨ 業務を円滑に推進できる体制が整っているか（経営状況、組織体制等）。

### 13 二次審査結果の公表

二次審査結果の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル審査の評価点及び審査結果について、電子メールにて参加事業者個別に通知する。
- (2) 市ホームページにおいて、審査結果として次の内容を公表する。なお、参加事業者と評価点の対応関係については明らかにしない。
  - ・選定方法
  - ・参加事業者名（一次審査のみ参加の事業者を含む）
  - ・優先交渉権者
  - ・プロポーザル審査の評価点（参加事業者との対応関係は明らかにしない）
- (3) 審査対象が2社だった場合、優先交渉権者として選定されなかった参加事業者の評価点は公表しないものとする。
- (4) 審査内容は公表しないものとし、選定理由の問い合わせには応じない。また、審査結果についての意義申し立ては一切受けない。

### 14 その他の留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え、再提出は原則認めない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とし、失格とする。
- (5) プロポーザル審査会で優先交渉権者に決定した事業者が、辞退又は何らかの理由により失格となった場合は、当該審査会における評価が次点の事業者を優先交渉権者に繰り上げる。

(6) 委託事業者及び契約金額は、プロポーザル審査終了後日、優先交渉権者との見積り合わせを行い決定する。

(7) 本プロポーザル審査に参加する者は、本要領の記載事項の全てを理解し、内容に同意したものとみなす。

(別紙)

令和 年 月 日

鉢田市長 様

(商工観光課扱い)

所在地 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

## プロポーザル質問書

令和8年度鉢田市ふるさと納税中間業務委託に係る公募型プロポーザルへの参加にあたり、次のとおり質問します。

資料名	番号	質問内容
例) 実施要領	9 (1)	※質問の内容は、具体的に記入してください。

(様式第1号)

令和8年度鉢田市ふるさと納税中間業務委託  
公募型プロポーザル参加申込書兼企画提案提出書

令和 年 月 日

鉢田市長 様

(商工観光課扱い)

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

令和8年度鉢田市ふるさと納税中間業務委託に係る公募型プロポーザルに参加したいので、  
別添のとおり関係書類を提出します。

【記載責任者及び連絡先】

氏名（ふりがな）	
所 属	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

(様式第2号)

## 会社概要書

事業者名及び 代表者名	
所在 地	
設立年月日	
資本金	円
売上高	直前決算 年 月 ~ 年 月 円
従業員数	人
業務内容	
貴社の特徴	
主な支店・営業所	
ホームページアドレス	

※会社の沿革・組織・概要等がわかる書類(パンフレット等)があれば添付すること(任意)

(様式第3号)

## 業務実績調書

事業者名	
------	--

1	業務名	
	発注者名称 住所・電話番号	( )
	業務期間	
	契約金額	
	業務内容	

2	業務名	
	発注者名称 住所・電話番号	( )
	業務期間	
	契約金額	
	業務内容	

3	業務名	
	発注者名称 住所・電話番号	( )
	業務期間	
	契約金額	
	業務内容	

※ 過去3年間の本業務に類似する業務の受託実績を記載すること。

※ 記入欄が足りない場合は、適宜行を追加すること。

(様式第4号)

## 資格要件に係る宣誓書

令和 年 月 日

鉢田市長 様

(商工観光課扱い)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

鉢田市が実施する令和8年度鉢田市ふるさと納税中間業務委託に係る企画提案競争の参加に要求される下記の資格要件について、全て満たす者であることを宣誓します。

記

- ア. 他自治体の中間業務受託において、年間寄附金額15億円以上の実績を有すること。
- イ. 国又は茨城県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ウ. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- エ. 破産法の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立ておよび民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないものであること。
- オ. 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有していること。
- カ. 国税、地方税等を滞納していないこと
- キ. 鉢田市暴力団排除条例（平成23年鉢田市条例第13号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。